

定額減税に伴う「源泉徴収簿兼賃金台帳
(給与 B-2、M-2、F-2、C-2、L-2、K-2、P-2、S、源泉 7)」
での年末調整記載についてのご案内

令和 6 年度税制改正に伴い、令和 6 年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

弊社の源泉徴収簿兼賃金台帳の商品を使用して令和 6 年の年末調整を行う際には、下記の「定額減税額の計算方法」を参考に年調減税額、年調減税額控除後の年調所得税額について別紙を用いて計算したうえで、「年調年税額」を計算してください。また、当該別紙は源泉徴収簿兼賃金台帳にホチキスで綴るなどして保管していただきますようお願いいたします。

■定額減税額の計算方法

年末調整欄の「年調所得税額（⑳-㉔、マイナスの場合は 0） | ㉔」の次に下記別紙により年調減税額控除後の年調所得税額を計算して「年調年税額（㉔×102.1%） | ㉔」欄を計算してください。なおその際に「年調年税額（㉔×102.1%） | ㉔」欄は「年調年税額（㉔-3）×102.1%） | ㉔」と読み替えてご使用ください。

【別紙 記入例】

定額減税額の計算

本人定額減税対象 ☒
※合計所得税額が 1,805 万円を超える場合は定額減税を受けることはできません。
配偶者定額減税対象 ☐
扶養親族定額減税対象 (0 人)
定額減税額 ※下記㉔-2 欄に記載 (30,000 円)

年末調整時項目

区分	税額
年調減税額 ※本人分 30,000 円+（配偶者+扶養親族の人数）×30,000 円	㉔-2 30,000 円
年調減税額控除後の年調所得税額（㉔-（㉔-2）、マイナスの場合は 0）	㉔-3 232,500 円
控除外額（㉔-（㉔-2）がマイナスの場合に記載）	㉔-4 円

※次ページ（裏面）に上記別紙を 3 面付けで掲載しています。必要枚数を印刷等して、各人別に記載のうえ、当該源泉徴収簿兼賃金台帳と一体として綴り保管してください。

定額減税額の計算

本人定額減税対象☐

※合計所得税額が 1,805 万円を超える場合は定額減税を受けることはできません。

配偶者定額減税対象☐

扶養親族定額減税対象(人)

定額減税額 ※下記㉓-2 欄に記載(円)

年末調整時項目

区分	税額
年調減税額 ※本人分 30,000 円+（配偶者+扶養親族の人数）× 30,000 円	㉓-2円
年調減税額控除後の年調所得税額（㉓-（㉓-2）、マイナスの場合は 0）	㉓-3円
控除外額（㉓-（㉓-2）がマイナスの場合に記載）	㉓-4円

キリトリ

定額減税額の計算

本人定額減税対象☐

※合計所得税額が 1,805 万円を超える場合は定額減税を受けることはできません。

配偶者定額減税対象☐

扶養親族定額減税対象(人)

定額減税額 ※下記㉓-2 欄に記載(円)

年末調整時項目

区分	税額
年調減税額 ※本人分 30,000 円+（配偶者+扶養親族の人数）× 30,000 円	㉓-2円
年調減税額控除後の年調所得税額（㉓-（㉓-2）、マイナスの場合は 0）	㉓-3円
控除外額（㉓-（㉓-2）がマイナスの場合に記載）	㉓-4円

キリトリ

定額減税額の計算

本人定額減税対象☐

※合計所得税額が 1,805 万円を超える場合は定額減税を受けることはできません。

配偶者定額減税対象☐

扶養親族定額減税対象(人)

定額減税額 ※下記㉓-2 欄に記載(円)

年末調整時項目

区分	税額
年調減税額 ※本人分 30,000 円+（配偶者+扶養親族の人数）× 30,000 円	㉓-2円
年調減税額控除後の年調所得税額（㉓-（㉓-2）、マイナスの場合は 0）	㉓-3円
控除外額（㉓-（㉓-2）がマイナスの場合に記載）	㉓-4円